

最高裁総一第000779号

(組い- 01)

平成20年5月30日

高等裁判所長官 殿

地方裁判所長 殿

家庭裁判所長 殿

最高裁判所事務総局総務局長 高橋利文

裁判員調整官の下に置く係について（依命通達）

平成6年7月18日付け最高裁総一第183号事務総長依命通達「大法廷首席書記官等に関する規則の運用について」記第10の1の(1)の定めに基づき、標記の係について下記のとおり定めましたので、これによってください。

なお、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所長から伝達してください。

記

第1 規則第6条の2第1項の地方裁判所の裁判員調整官の下に置く係

大法廷首席書記官等に関する規則（昭和29年最高裁判所規則第9号。以下「規則」という。）第6条の2第1項の規定により地方裁判所に置かれた裁判員調整官の下に、裁判員係を置き、その所掌事務は、裁判員候補者名簿の調製、裁判員候補者への通知、裁判員候補者に対する調査その他の裁判員及び補充裁判員の選任に関する事項とする。

第2 規則第6条の2第1項の地方裁判所の支部の裁判員調整官の下に置く係

規則第6条の2第1項の規定により地方裁判所の支部に置かれた裁判員調整官の下に、別に指定するところにより、裁判員係を置き、その所掌事務は、第1に定めるところと同様とする。

第3 係の設置及び所掌事務の特例

地方裁判所は、特別の事情があるときは、最高裁判所の認可を得て、当該地方裁判所の係の設置及び所掌事務について、第1及び第2と異なる定めをすることができる。

付 記

この通達は、平成20年8月1日から実施する。